

防府市賃金引上げ・価格転嫁等支援資金融資要綱

令和 8 年 3 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、従業員の賃金引上げ及び価格転嫁等に取り組む防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第 2 条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 防府市中小企業振興条例施行規則（昭和 5 3 年防府市規則第 1 3 号）及び別表に掲げる中小企業一般資金の融資対象要件として掲げる要件を備えているものであること。ただし、引き続き市内で事業活動を営んでいる期間が 1 年以上の中小企業者であること
- (2) 従業員の賃金引上げに取り組む者
- (3) 賃金引上げの原資を確保するため、製品・サービスの価格転嫁等に取り組むこと
- (4) その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

(融資金の使途)

第 3 条 融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資条件)

第 4 条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1, 5 0 0 万円
- (2) 融資利率
 - イ 償還期間 5 年以内 年 1. 4 %
 - ロ 償還期間 5 年超 年 1. 5 %
- (3) 保証料率 保証協会所定の率とする
- (4) 償還期間 1 0 年以内

(5) 返済方法

- イ 月賦償還を原則とする。
- ロ 24か月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保

原則として徴しない。

(8) 融資方法

- イ 償還期限1年未満手形貸付け
- ロ 償還期限1年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

- イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店
- ロ 山口銀行防府市内各支店
- ハ 西京銀行防府市内各支店
- ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター
- ホ もみじ銀行防府市内各支店
- ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申込書を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(保証料補給)

第8条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

第9条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所と預託契約を結び実施し、当該年度の3月31日に回収する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。